

石川県立看護大学コンプライアンス委員会設置規程

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第13-2号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第7条第1項（平成27年法人規程法第58号）、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第61号）第5条第1項並びに石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針（平成27年法人規程法第59号）第8条第2項の規定に基づき、石川県立看護大学コンプライアンス（法令遵守）委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行い、学長に報告する。

一 研究活動上の不正行為関係

- ア 石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程第6条第1項に規定する予備調査の実施に関すること。
- イ 研究倫理教育の実施に関すること。
- ウ 研究倫理に関する情報の収集・周知に関すること。
- エ その他研究活動における不正行為への対応に当たり必要な事項に関すること。

二 公的研究費関係

- ア 公的研究費の運営及び管理に係る審議に関すること。
- イ その他公的研究費の適正な運営及び管理に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 学長が指名する教員
- 三 大学事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長とする（石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する基本方針第6条第1項に規定する研究倫理教育責任者）。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護)

第9条 委員がその職務を遂行するに当たっては、教職員、学生及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第10条 委員会に、専門事項を調査・審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 委員会の委員の中から互選された者

二 専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査・審議した結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務局総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。